

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、補助の要件を満たしていない家畜の貸付けを実施していて基金補助金の交付対象外

1件 不当金額(支出) 175万円

1 基金事業の概要

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、交付要綱等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を実施する畜産クラスター協議会^(注1)に対して、この基金を取り崩して、都道府県を通じて補助金(基金補助金)を交付している。

上記施設整備事業の内容は、実施要領等によれば、施設等の整備及び家畜の導入とされている。このうち、家畜の導入については、畜産クラスター協議会が定める計画に基づき、同協議会の構成員である事業主体が導入した家畜を中心的な経営体に対し施設と一体的に貸し付けるものである。そして、家畜に係る賃貸借料については、家畜の購入価格等から基金補助金相当額を差し引いた額を基に算出することとされている。また、事業主体は、中心的な経営体との間で、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結することとされている。

(注1) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(注2) 中心的な経営体 畜産クラスター協議会の構成員で、畜産クラスター計画を実現するために率先して計画に定められた取組を実践することなどの要件を満たす畜産を営む者等

2 検査の結果

八重山地区畜産クラスター協議会は、平成28、29両年度に、事業主体である沖縄県農業協同組合が、中心的な経営体である畜産農家に貸し付けることを目的として肉用牛舎1棟の新設及び肉用繁殖雌牛10頭の導入を事業費計1846万円、補助対象事業費計1709万円で実施したとして、沖縄県を通じて基金補助金639万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けて、同額を組合へ交付していた。

しかし、組合は、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けに当たり、肉用繁殖雌牛の購入価格等から基金補助金相当額を差し引かずに算出した賃貸借料により畜産農家に貸し付けていた。また、畜産農家との間で、賃貸借料等の事項について明記した賃貸借契約を締結していなかった。

したがって、前記の補助対象事業費1709万円のうち、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けについては、補助の要件を満たしていないことから、これに係る購入費781万円は基金補助金の交付対象とはならず、取り崩された基金175万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	沖縄県八重山地区畜産クラスター協議会 沖縄県農業協同組合 (事業主体)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策	平成28、29	円 1846万	円 639万	円 781万	円 175万